



Trade Mark

商標

特許業務法人 藤本パートナーズ 田中 成幸◇弁理士

当社は創業100年の家具メーカーです。当社の製品カラーは全て独自の赤色で統一し、その色を見れば誰でも当社製品と認識できると自負しています。



色彩のみでも商標登録ができると聞きましたが、当社の赤色も登録できますか？

(滋賀県 A. T)



1. はじめに

色彩のみからなる商標（以下、色彩商標）は、特許法等の一部を改正する法律（平成26年5月14日法律第36号）によって登録が認められるようになった商標のうちの一つです。

従前は、文字商標、図形商標、立体商標およびこれらの結合商標しか登録できませんでしたが、上記改正により色彩商標とともに、音商標、位置商標、動き商標、ホログラム商標が新たに登録できるようになりました。

2. 色彩のみからなる商標について

色彩商標とは、文字や図形が含まれない色彩のみを構成要素とする商標であり、例えば、商品の包装や広告用の看板に使用される色彩のみの部分が該当します。

この色彩商標には、単色のみと複数の色彩の組み合わせからなる場合があります、これらには商品等の特定の位置に色彩が付されたものも含まれます。

ただ色彩商標は、原則として自他商品等識別力が乏しいことを理由に拒絶されるものであり（商標法3条1項3号または6号）、例外的に使用された結果、需要者が何人かの業務に係る商

品または役務であることを認識できる場合に登録が認められるとされているように、その登録へのハードルは非常に高いものです。

実際に色彩商標は運用が開始された平成27（2015）年4月1日から558件出願されていますが（令和3（2021）年11月24日時点）、そのうち登録が認められたのは下記登録商標を含む8件のみであり、それも複数の色彩の組み合わせからなる商標しかありません。

●（登録例）登録第6201646号

指定商品：第30類「缶入りミルクコーヒー飲料」等



（茶・白・赤の組み合わせ）

一方、単色の色彩商標は、今までに少なからず出願されているものの登録例がないのが現状です。これは、単色の色彩商標の登録を認めることによって、他の事業者が使用する色彩の選択の幅が制限される点も大きく影響していると考えられます。

なお、過去に審決取消訴訟において争われた3つの事例においても、最終的に登録は認められませんでした。

●令和元年（行ケ）10119号事件

役務「ポータルサイトにおける建物又は土地の情報の提供」において識別力を獲得したか否かが争われた事件



だいたい
（橙色の単色）

●令和元年（行ケ）10146号および同10147号事件

商品「油圧ショベル」において識別力を獲得したか否かが争われた事件



（橙色の単色）

3. まとめ

貴社が統一的に採用している製品カラーは、その色彩が単色の赤色であることを考慮すれば、色彩商標としての登録は極めて難しいといわざるを得ません。

その点をご理解されたうえで登録を目指すのであれば、色彩を強調した宣伝広告などの活動を長期的かつ戦略的に行い、その証拠等を集めていくといった対応が必要になるものと考えられます。

具体的な方法については弁理士にご相談ください。